

# 「多様な正社員」の導入状況（JILPT「多様な就業形態に関する実態調査」）

## 調査結果概要（平成22年8月実施、回答事業所数1,610）

- 従業員総数に占める「限定正社員」の割合は18.5%。限定正社員の内訳は、「職種限定正社員」が約5割、「一般職社員」が約3割、「勤務地限定社員」が約2割となっている（注1）。
- 「職種限定社員」は、資格を必要とする業務に従事する者が多い「運輸業、郵便業」（36.9%）、「医療福祉」（30.2%）で多くなっている。
- 「一般職社員」は、「金融・保険業」（26.9%）で多く、当該業種では「限定正社員」の多くが「一般職社員」（約7割）。
- 「勤務地限定社員」は、「素材関連製造業」（15.8%）、「金融・保険業」（11.7%）等で多くなっている。

注1： 本実態調査における「限定正社員」とは、下表のように定義された雇用コース区分の社員。（本実態調査では、下表の区分に複数該当する場合、いずれか一つの区分により整理。）

一般職社員	主に事務を担当する職員で、おおむね非管理職層として勤務することを前提にしたキャリア・コースが設定された社員
職種限定社員	特定の職種にのみ就業することを前提に雇用している社員
勤務地限定社員	特定の事業所において、又は転居しないで通勤可能な範囲にある事業所においてのみ就業することを前提に雇用している社員
限定勤務時間時間限定社員	所定勤務時間のみ就業することを前提に雇用している社員

注2： 本実態調査における「正社員」とは、直接雇用、雇用期間の定めなし、所定労働時間が通常の時間、である労働者。